

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」等の公布について



環境省は、2021年8月4日付けで「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」等を公布しました。

ポリ塩化ビフェニル(以下 PCB)廃棄物処理基本計画において、「低濃度 PCB 廃棄物の処理体制の充実・多様化を進めるとともに、その処理料金の低減を図る」とされており、「特に絶縁油の抜油後の筐体(容器)等の安全かつ合理的な処理体制の整備を図る」とされています。また、微量 PCB 廃棄物等の適正処理に関する研究会、新たな処理方策検討WGにおいて、製鋼用電気炉において低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理を行う際の基準について明確化することや、変圧器等を解体・選別した後の部材の無害化について無害化処理認定制度による既存の認定業者と連携して処理を行うことを可能とすること等が示されました。

以上を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則、及び低濃度 PCB 廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等について、上記の PCB 廃棄物処理基本計画において整備を図ることとされた処理体制の整備のための所要の改正を行うものです。

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 [2021年8月4日付 環境省報道発表資料](#)

環境リスク分析箇所 佐藤旭